

登録票
(令和5年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
春1	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	札幌矯正管区 及び 北海少年院・ 紫明女子学院	北海少年院 北海道千歳市大和4-7 46-10 紫明女子学院 北海道千歳市大和4-6 62-2 (JR千歳線千歳駅から 中央バス桜木空港線10 分(北斗一丁目バス停降 車))	各施設3人 まで	2月7日(水) ～2月9日(金) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生であること。 ・男女の別は問わないが、原則として 男子学生は北海少年院において、女 子学生は紫明女子学院においての実 習を予定している。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
春2	少年鑑別所に おける鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	札幌矯正管区 及び 札幌少年鑑別所	札幌少年鑑別所 札幌市東区東苗穂2-1 -1-25 (中央バス「本町2条6丁 目」下車、徒歩3分)	3人程度	2月19日(月) ～2月21日(水) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
春3	少年鑑別所に おける鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	札幌矯正管区 及び 函館少年鑑別支所	函館少年鑑別支所 北海道函館市金堀町6 -15 (JR函館駅下車、函館バ ス(5)系統(日吉営業所 行き)人見町で下車、徒 歩3分)	2人程度	2月19日(月) ～2月21日(水) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
春4	少年鑑別所に おける鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	札幌矯正管区 及び 釧路少年鑑別支所	釧路少年鑑別支所 北海道釧路市弥生1丁 目5-22 (JR釧路駅下車、白樺線 (18番)または晴海線(5 3番)裁判所坂下降車、 徒歩5分)	2人以内	2月19日(月) ～2月21日(水) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
春5	少年鑑別所に おける鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	札幌矯正管区 及び 旭川少年鑑別所	旭川少年鑑別所 北海道旭川市豊岡1条1 丁目3番24号 (旭川1条8丁目バス乗り 場から旭川電気軌道バ ス①番線又は⑦番線に 約13分乗車、豊岡1条1 丁目バス停下車すぐ)	2人程度	2月6日(火) ～2月8日(木) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学2年次若しくは3年次又は大学 院生であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
春6	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 茨城農芸学院	茨城農芸学院 茨城県牛久市久野町17 22-1 (JR牛久駅東口からバス 「牛久大仏・浄苑行き」に 乗車し「農芸学院」まで2 0分)	4人程度	2月14日(水) ～2月16日(金) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票
(令和5年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
春7	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	水府学院 (水戸少年鑑別所)	水府学院 (水戸少年鑑別所) 茨城県東茨城郡茨城町 駒渡1084-1 (常磐線友部駅南口～車 両21分) ※送迎につき相談可	4人程度	2月7日(水) ～2月9日(金) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	◆水府学院主催ですが、1日間は水戸少年 鑑別所で実習を行うコース◆ 1日目(水戸少年鑑別所) ・少年矯正行政全般に係る業務説明 2日目、3日目(水府学院) ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学2年次以上又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。 ・少人数での体験型実習であるので、 積極的な姿勢を有すること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春8	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 喜連川少年院	喜連川少年院 栃木県さくら市喜連川34 75-1 (JR東北本線(宇都宮 線)氏家駅から関東交通 バス16分(喜連川本町 バス停降車)から徒歩2 0分) ※送迎につき相談可	2人程度	1月23日(火) ～1月25日(木) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・法務教官のキャリアプラン等の説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等の実地に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春9	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 赤城少年院	赤城少年院 群馬県前橋市上大屋町 60 (上毛電鉄「大胡駅」から 徒歩15分)	3人程度	2月5日(月) ～2月7日(水) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春10	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 榛名女子学園	榛名女子学園 群馬県北群馬郡榛東村 新井1027-1 (高崎駅西口から伊香保 温泉行バス若しくは群馬 総社駅(立石)から榛名 女子学園前までバス)	3人程度	1月29日(水) ～1月31日(金) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春11	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 八街少年院	八街少年院 千葉県八街市滝台176 6番地 (JR八街駅前ふれあいバ ス南コース少年院入口下 車300m徒歩3分又は JR千葉駅からフラワーバ ス成東行き山田局前下 車1.7km徒歩20分) ※JR大網駅までの送迎 については相談可	3人程度	2月19日(月) ～2月21日(水) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票
(令和5年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
春12	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 多摩少年院	多摩少年院 東京都八王子市緑町67 0 (JR八王子駅南口からタ クシーで10分又は徒歩 25分。京王高尾線山田 駅から徒歩5分。)	4人程度	2月20日(火) ～2月22日(木) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・大学生又は大学院生(男性が望まし い。)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春13	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 愛光女子学園	愛光女子学園 東京都柏江市西野川3 -14-26 (京王線調布駅からバス 10分・小田急線柏江駅 からバス8分(柏江営業 所バス降車)、京王線 国領駅から徒歩20分)	3人程度	2月14日(水) ～2月16日(金) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春14	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 久里浜少年院	久里浜少年院 神奈川県横須賀市長瀬 3-12-1 (京浜急行線京急久里浜 駅又は浦賀駅から京浜 急行バス「久19」系統1 5分(千代ヶ崎バス降 車))	2人程度	2月19日(月) ～2月20日(火) (2日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学2年次以上又は大学院生であ ること。 ・男性のみとする。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春15	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 新潟少年学院	新潟少年学院 新潟県長岡市御山町11 7-13 (JR長岡駅(東口バス ターミナル6番)からバス で15分(少年学院前)) ※送迎につき相談可	3人程度	2月14日(水) ～2月16日(金) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育・社会・福祉等に係る人間科学 又は法学、刑事政策等を専攻してい ることが望ましい。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春16	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 有明高原寮	有明高原寮 安曇野市穂高有明29 9 (JR大糸線穂高駅から車 で15分) ※送迎につき相談可	3人程度	2月19日(月) ～2月21日(水) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)に実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない。)であること。 ・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育・社会・福祉等に係る人間科学 又は法学、刑事政策又は体育等を専攻し ていることが望ましい。 ・上記にかかわらず、教員免許を取得 している方(予定を含む。)、運動が得 意な方も参加を御検討ください。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春17	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 駿府学園	駿府学園 静岡県葵区内牧118 (静岡駅北口から9番乗 り場静鉄ジャストラインバ ス美和大谷線安倍口新 田バス停下車徒歩10 分)	3人程度	2月19日(月) ～2月21日(水) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導、体育指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票
(令和5年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
春18	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 水戸少年鑑別所(水府学院)	水戸少年鑑別所 (水府学院) 茨城県水戸市新原1-15-15 (JR線水戸駅北口5番乗り場から茨城交通バス20分(新原1丁目バス停降車徒歩7分))	4人程度	2月7日(水) ～2月9日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	◆水戸少年鑑別所主催ですが、1日間は水府学院で実習を行うコース◆ 1日目(水戸少年鑑別所) ・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・心理検査の受検体験 2日目(水府学院) ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習 3日目(水戸少年鑑別所) ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席・実施、模擬事例に係る少年簿の作成体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次以上又は大学院生(男女の別は問わない)であること。 ・少人数での体験型実習であるので、積極的な姿勢を有すること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春19	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 宇都宮少年鑑別所	宇都宮少年鑑別所 栃木県宇都宮市鶴田町574-1 (宇都宮駅バス乗り場⑩43「長坂經由新鹿沼行き」に乗りし、「三の沢」で下車し、徒歩1分)	2人程度	2月26日(月) ～2月28日(水) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春20	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 前橋少年鑑別所	前橋少年鑑別所 群馬県前橋市岩神町4-5-7 (JR前橋駅から公共バスで約20分)	2人	2月13日(火) ～2月14日(水) (2日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次、3年次、4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春21	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び さいたま少年鑑別所	さいたま少年鑑別所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-12-36 (JR「浦和」から徒歩12分、「武蔵浦和」から徒歩17分)	2人程度	2月5日(月) ～2月7日(水) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接、模擬事例に係る行動観察票の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春22	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 千葉少年鑑別所	千葉少年鑑別所 千葉県千葉市稲毛区天台1-12-9 (千葉都市モノレール天台駅から徒歩約3分)	3～4人程度	2月8日(木) ～2月9日(金) (2日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春23	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 東京少年鑑別所	東京少年鑑別所 東京都練馬区水川台2-11-7 (有楽町線水川台駅1番出口から徒歩10分)	8人程度	2月14日(水) ～2月16日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次以上又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票
(令和5年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
春24	少年鑑別所における鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 東京西法務少年支援センター	東京西少年鑑別所(東京 西法務少年支援セン ター) 東京都昭島市もくせいの 杜2-1-1 (JR青梅線東中神駅か ら徒歩約20分)	6人程度	1月29日(月) ～1月31日(水) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等 ・隣接する少年院の見学・業務説明	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春25	少年鑑別所にお ける鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 横浜少年鑑別所	横浜少年鑑別所 横浜市港南区港南4-2 -1 (横浜市営地下鉄ブルー ライン港南中央駅から徒 歩5分)	4人	2月7日(水) ～2月9日(金) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春26	少年鑑別所にお ける鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 新潟少年鑑別所	新潟少年鑑別所 新潟県新潟市中央区川 岸町1-53-2 (JR越後線「白山」駅から 徒歩5分)	4人程度	2月7日(水) ～2月9日(金) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学2年次以上又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春27	少年鑑別所にお ける鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 甲府少年鑑別所	甲府少年鑑別所 山梨県甲府市大津町20 75-1 (JR甲府駅からバスもし くはタクシーで約30分) ※JR甲府駅からの送迎 につき相談可	2人程度	2月7日(水) ～2月9日(金) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に関する説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学2年次以上又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春28	少年鑑別所にお ける鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 長野少年鑑別所	長野少年鑑別所 長野県長野市三輪5-4 6-14 (長野電鉄善光寺下駅か ら徒歩約10分)	3人程度	2月7日(水) ～2月9日(金) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学2年次以上又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春29	少年鑑別所にお ける鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 静岡少年鑑別所	静岡少年鑑別所 静岡市駿河区小鹿2丁 目27番7号 (静岡駅南口から小鹿営 業所行きバス約15分 (競輪場前バス停降車))	2人程度	2月5日(月) ～2月7日(水) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学2年次以上又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票
(令和5年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
春30	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	名古屋矯正管区 及び 湖南学院	湖南学院 石川県金沢市上中町口1 1-1 (北鉄バス東部車庫停留 所から徒歩15分) ※送迎につき相談可	4人程度	3月6日(水) ～3月8日(金) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味、関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していることが 望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
春31	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	名古屋矯正管区 及び 瀬戸少年院	瀬戸少年院 愛知県瀬戸市東山町14 (名鉄瀬戸線「水野駅」下 車徒歩約18分)	5人程度	2月7日(水) ～2月9日(金) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味、関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していることが 望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
春32	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	名古屋矯正管区 及び 愛知少年院	愛知少年院 愛知県豊田市浄水町原 山1番地 (名鉄豊田線浄水駅から 徒歩10分)	4人程度	2月14日(水) ～2月16日(金) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味、関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していることが 望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
春33	少年鑑別所にお ける鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	名古屋矯正管区 及び 金沢少年鑑別所	金沢少年鑑別所 石川県金沢市小立野5 -2-14 (JR金沢駅から北鉄バ スで15分小立野バス停 降車後徒歩10分)	5人程度	2月20日(火) ～2月22日(木) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続にかかる見学実習(模擬面接 の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成、心 理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会 議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味、関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学2年次ないし4年次又は大学院 生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
春34	少年鑑別所にお ける鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	名古屋矯正管区 及び 名古屋少年鑑別所	名古屋少年鑑別所 名古屋千種区北千種 1-6-6 (地下鉄東山線「今池」駅 2番出口から徒歩25分、 市営バス「古出来町」バ ス停降車(徒歩5分)	6人程度	2月6日(火) ～2月8日(木) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、心理検査の受検体験、模擬事例に係 る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の実 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味、関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学2年次ないし4年次又は大学院 生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
春35	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	大阪矯正管区 及び 浪速少年院	浪速少年院 大阪府茨木市郡山1-1 0-17 (JR茨木駅西口、7、8、 9番バス乗り場から阪急 バス、郡バス停下車後徒 歩10分)	5人程度	2月28日(水) ～3月1日(金) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味、関心を持っていること。 ・教育・社会・福祉・心理等に係る人間 科学又は刑事政策等を専攻している ことが望ましい。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751

登録票
(令和5年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
春36	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	大阪矯正管区 及び 交野女子学院	交野女子学院 大阪府交野市群津2-4 5-1 (京阪交野線郡津駅から徒歩15分)	4人程度	3月5日(火) ～3月7日(木) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(女性に限る) であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春37	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	大阪矯正管区 及び 和泉学園・泉南学寮	和泉学園・泉南学寮 阪南市貝掛1096 (南海本線箱作駅から徒歩15分)	4人程度	2月14日(水) ～2月16日(金) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育学、社会学、福祉等に係る人間 科学又は刑事政策等を専攻している ことが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春38	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	大阪矯正管区 及び 加古川学園・播磨学園	加古川学園又は播磨学 園 兵庫県加古川市八幡町 宗佐544 (JR加古川線厄神駅から徒歩約45分) ※送迎につき相談可	3人程度	2月20日(火) ～2月22日(木) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学、教育、社会、福祉等に係る 人間科学又は刑事政策等を専攻して いることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春39	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	大阪矯正管区 及び 奈良少年院	奈良少年院 奈良県奈良市秋篠町11 22番地 (近鉄大和西大寺駅から徒歩72系統押熊行き 「北秋篠」下車徒歩5分)	2人程度	2月13日(火) ～2月15日(木) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春40	少年鑑別所に おける鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	大阪矯正管区 及び 大阪少年鑑別所	大阪少年鑑別所 大阪府堺市堺区田出井 町8-30 (JR阪和線堺市駅から徒歩15分)	5人程度	2月1日(木) ～2月2日(金) (2日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿・鑑別結果通 知書の作成体験、模擬事例に係る事例検討 会の実施等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春41	少年鑑別所に おける鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	大阪矯正管区 及び 神戸少年鑑別所	神戸少年鑑別所 神戸市兵庫区下祇園町 40-7 (神戸市営バス「家庭裁 判所前」徒歩2分)	3人程度	2月13日(火) ～2月15日(木) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751

登録票
(令和5年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
春42	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	大阪矯正管区 及び 奈良少年鑑別所	奈良少年鑑別所 奈良市般若寺町3番地 (近鉄奈良駅5番出口、 奈良交通バス6分(般若 寺バス停降車)徒歩5分)	2人程度	2月14日(水) ～2月15日(木) (2日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続きに係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春43	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	大阪矯正管区 及び 和歌山少年鑑別所	和歌山少年鑑別所 和歌山市元町奉行丁2 丁目1番地 (JR和歌山駅西口から 徒歩20分)	2人程度	2月8日(木) ～2月9日(金) (2日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続きに係る見学実習(模擬面接の 陪席、心理検査の受検体験、模擬事例に係 る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春44	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	広島矯正管区 及び 広島少年院・貴船原少女苑	広島少年院 広島県東広島市八本松 町原11174-31 貴船原少女苑 広島県東広島市八本松 町原6088 (山陽本線八本松駅から タクシーで15分) ※送迎につき相談可	5人程度	2月5日(月) ～2月7日(水) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
春45	少年鑑別所における鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	広島矯正管区 及び 山口少年鑑別所	山口少年鑑別所 山口市中央4丁目7-5 (JR山口駅から徒歩20 分又は同駅から湯田温 泉方面行きバスに乗車 「商工会館前」下車徒歩 5分)	3人程度	2月13日(火) ～2月15日(木) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続きに係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
春46	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	丸亀少女の家	丸亀少女の家 香川県丸亀市中津町 28 (JR予讃線讃岐塩屋 駅から徒歩20分)	3人程度	2月6日(火) ～2月8日(木) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
春47	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	四国少年院	四国少年院 香川県善通寺市善通 寺町2020 (JR善通寺駅から徒 歩約20分)	3人程度	2月20日(火) ～2月22日(木) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(性別は問わ ない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455

登録票
(令和5年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
春48	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	徳島少年鑑別所	徳島少年鑑別所 徳島県徳島市助任5丁目40番地 (市バス「助任本町5丁目」又は徳島バス「助任本町」徒歩約2分)	3人程度	2月14日(水) ～2月16日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
春49	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	福岡矯正管区 及び 大分少年院	大分少年院 大分県豊後大野市三重町赤嶺2721 (JR豊肥本線 三重町駅下車)	3人程度	3月6日(水) ～3月8日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
春50	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	福岡矯正管区 及び 沖縄女子学園	沖縄女子学園 沖縄県糸満市字真栄平1300番地 (仲座入口バス停から徒歩15分、那覇空港から車で40分)	3人程度	2月7日(水) ～2月9日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習 ・実習の一部は沖縄少年院において実施予定	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
春51	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	福岡矯正管区 及び 長崎少年鑑別所	長崎少年鑑別所 長崎市橋口町4-3 (路面電車「平和公園」電停下車徒歩10分 県営バス「浦上天主堂」下車徒歩3分)	3人程度	2月6日(火) ～2月8日(木) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
春52	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	福岡矯正管区 及び 熊本少年鑑別所	熊本少年鑑別所 熊本市西区池田1-9-27 (上熊本駅(JR・市電)から徒歩10分、出町3丁目または往生院前バス停から徒歩5分)	3人程度	2月14日(水) ～2月16日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る判定会議、心理検査の受検体験、行動観察) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次及び大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137